

# 令和7年度 住宅用新エネルギー設備等設置費補助金

地球規模での環境保全とエネルギーの安定供給の確保を図り、自然と共生する美しく快適なまちづくりを推進するため、住宅に新エネルギー設備等を設置する町民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

## ■募集期間

### ◇太陽光発電

令和7年4月1日～令和7年12月23日

### ◇ペレットストーブ、薪ストーブ及び薪ボイラー

令和7年4月1日～令和8年1月23日

※予算の範囲内で募集を受付けいたします。

※事前にご相談ください。

## ■補助対象者

下記の要件をすべて満たす方

- ・自らが居住し又は居住しようとする柳津町内の住宅（店舗等との併用住宅等を含みます。）に交付対象設備を設置する方
- ・未納の町税等が無い方
- ・太陽光発電システムを設置する方は、電力会社と電力需給契約を締結する方
- ・令和8年3月10日までに工事を完了し、3月23日までに補助対象設備設置の実績報告ができる方

## ■対象システム、補助額

### ■太陽光発電システム

- (1) 設置基準：住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電するシステムで、電力会社との系統連系に伴う電力需給に関する契約を締結するもので、未使用のもの。
- (2) 補助金額：6万円／KW  
(上限24万円) ※千円未満切捨て
- (3) 募集件数：3件(当初予算)

### ■ペレットストーブ、薪ストーブ、薪ボイラー

- (1) 設置基準：木質ペレット又は薪を燃料として、住宅部分に暖房用として設置するもので、未使用のもの。
- (2) 補助金額：設置費用に1／5を乗じて得た額  
(上限10万円) ※千円未満切捨て
- (3) 募集件数：1件(当初予算)

## ■申込窓口

◎柳津町みらい創生課

電話 0241-42-2447

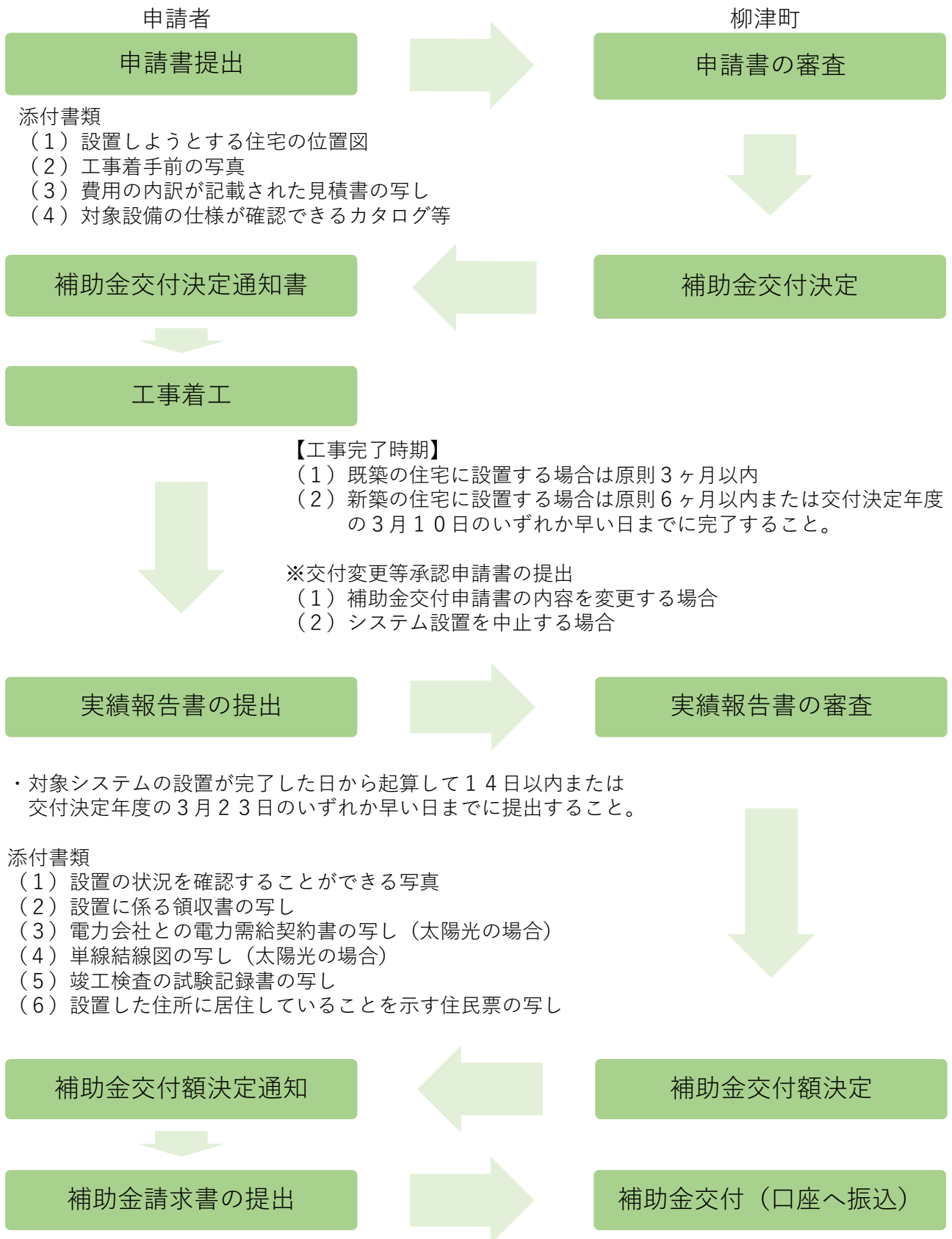
FAX 0241-42-2505

Mail [mirai-sousei@town.yanaizu.fukushima.jp](mailto:mirai-sousei@town.yanaizu.fukushima.jp)

〒969-7201 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234番地

## ■ 申請方法

※交付決定前に工事を着工した場合には、対象になりません。



## ■注意事項

---

- (1) 申請書の記載事項及び添付書類に不備があった場合は、申請書を受け付けることができません。
- (2) 町の補助金交付決定前に設備設置工事に着工した場合は、補助金交付の対象となりません。
- (3) 設備の設置にあたっては、事前に複数の業者から見積書を取り寄せたり、詳細な説明を求めるなどし、設備設置の内容や設置後の維持管理等について十分に検討してください。
- (4) 補助金の交付を受けた方に対して、発電量等の使用状況に関する調査の協力をお願いすることがあります。
- (5) 居住地が町外で、居住しようとする柳津町内の住宅に設備を設置しようとする場合は、居住地への納税状況の確認を行う場合があります。